

中泊町脱炭素行動計画推進事業公募型プロポーザル実施要領

中泊町脱炭素行動計画推進事業について、提案者からのプロポーザル（企画提案）に基づき総合的に審査し、最も適格な事業者を選定するために、中泊町プロポーザル方式等実施事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項各号の規定に基づき、本要領を制定する。

1 趣旨

本要領は、中泊町脱炭素行動計画及び脱炭素先行地域計画に基づき、住民の脱炭素行動を促進するとともに、再生可能エネルギー電気への切替え、省エネルギー行動の定着等を支援することで、2030年度までに小泊地区5集落における民生部門の電力消費に伴う温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を目指し、本事業を実施する事業者（以下「実施事業者」）を選定するため、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 事業の概要

（1）事業名

中泊町脱炭素行動計画推進事業

（2）事業内容

別紙「中泊町脱炭素行動計画推進事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（3）履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

（4）委託料の上限

本事業の事業費限度額は、3,054,000円（消費税額及び地方消費税を含む。）とする。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者でなければならない。

（1）事業費限度額に対応した見積書を提出できること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく中泊町の入札参加制限を受けていない者であること。

（3）監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を

受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生
手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21
条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法の規
定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手
続開始の申立てが成されたものであって、再生計画の認可が決定し、又
は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 中泊町暴力団排除条例（平成23年中泊町条例第16号）第2条に該当
しない者であること。
- (6) 提出期限までに参加申込書を提出していること。
- (7) 市町村税、県税及び国税の滞納がないこと。
- (8) 共同提案による応募は可とする。ただし、代表提案者及び全ての共同提
案者は（1）から（7）を全て満たすこと。

4 スケジュール

公募開始	令和8年8月7日（金）
質問書の受付	令和8年8月7日（金）～令和8年8月17日（月）
参加申込書の受付	令和8年8月7日（金）～令和8年8月21日（金）
企画提案書等の受付	参加資格者となった日～令和8年8月27日（木）
参加資格の審査結果	参加申込書受理後、審査を行い、後に随時通知する。
審査日	令和8年8月31日（月）
審査結果の公表・通知予定日	令和8年9月1日（火）

5 参加申込手続き

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書及び添付書類を提出すること。な
お、期限までに必要書類を提出しない者は、当該プロポーザルへの参加資
格を失う。

- ア 提出書類
 - ①公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）1部
 - ②直近年度の国税（法人税又は所得税及び消費税）、地方
税の納税証明書（滞納がないことを確認できるもの）
（写し可）1部
 - ③事業者概要書（任意様式）1部
- イ 提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）
- ウ 提出先 〒037-0392
青森県中泊町大字中里字紅葉坂209番地

中泊町総合戦略課 GX推進係

電話番号 0 1 7 3 - 5 7 - 2 1 1 1

エ 提出方法 代表アドレス sogosenryaku@town.nakadomari.lg.jp まで電子メールで提出すること。

(2) 参加資格の確認等

提出された参加申込書及び必要書類を審査後、随時、参加資格の有無について電子メールで参加資格要件確認結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

6 質疑・応答

参加申請書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出期限 令和8年8月17日(月)午後5時まで

(2) 提出方法 質問書(様式第3号)に記入し中泊町総合戦略課GX推進係代表アドレス sogosenryaku@town.nakadomari.lg.jp まで電子メールで提出すること。

(3) 質問の回答 質問に対する回答は令和8年8月18日(火)午後5時までに、参加申込書を提出した者に対して、全項目の回答を電子メールにて送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案書作成方法

次のとおり必要書類を期限内に所定の方法で提出すること。

(1) 企画提案書の作成(任意様式)

企画提案書には、次の事項について記載すること。

ア 基本的事項

別紙「中泊町脱炭素行動計画推進事業仕様書」を踏まえ、本事業の目的、要件等を反映した提案内容とすること。

イ 追加事項

仕様書に記載のない事項で、町民の脱炭素化の行動推進や職員の負担軽減に繋がる提案がある場合は記載すること。提案は本業務の委託料の範囲で実施可能か、別途費用が必要か明示すること。別途費用が必要な場合は金額も示すこと。

ウ 業務実施体制

本業務の実施に当たっての取組体制（責任者、担当などの配置体制）、業務フロー（実施方針や基本的な考えを含めた業務全体の流れをフロー図等を用いて説明）、業務実施のスケジュール等の全体計画を示すこと。

（２）企画提案書作成時の留意事項

提出書類は次の表のとおりとする。提出書類は日本工業規格によるＡ４判の規格で作成すること。①～②を１部ずつ左綴じした一式を１部作成すること。

また、③～⑦を１部ずつ左綴じした一式を１０部作成し、綴じ際にはフラットファイル等に綴じて様式が分かるようインデックスをつけること。任意様式で作成する書類の用紙の向きは問わないものとする。

なお、事業者にてすでに作成済みの会社概要等のパンフレットのサイズは問わないものとする。持参する際は、総合戦略課に事前予約すること。

	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	指定様式による（様式４） ※代表者印を押印すること。
②	誓約書	指定様式による（様式５） ※代表者印を押印すること。
③	実施体制調書	指定様式による（様式６）
④	事業者概要書	任意様式
⑤	業務工程表	任意様式
⑥	見積書	任意様式 ※事業者の所在地、名称、代表者職氏名を余白に記載し、１部は代表者印を押印すること。
⑦	企画提案書（企画提案概要書）	任意様式（Ａ４両面 ２０枚まで） 文字サイズは、１１ポイント以上（注記等は除く） 仕様書「７ 業務内容」に示す内容に沿って（１）～（６）ごとに作成すること。 提案内容には、必要に応じて根拠となる資料等を示しつつ、その有効性や妥当性を具体的に記載すること。 なお、業務内容に関して独自の提案がある場合は、その内容を具体的に記載すること。

８ 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

（１）参加資格の要件を満たさなくなった場合

- (2) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員長が失格と認めた場合

9 公募型プロポーザル参加辞退について

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、参加辞退届（様式第8号）を提出しなければならない。

10 審査方法及び審査基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査及び特定を行うため、中泊町脱炭素行動計画推進事業に関するプロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) ヒアリング・プレゼンテーションの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング・プレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）を次のとおり行う。

ア 実施方法

- ① 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑20分の計40分とする。
- ② ヒアリング等の説明者は、補助者を含めて2名までとする。
- ③ 欠席した場合は、企画提案書の審査及び特定から除外する。

イ 実施日時及び場所

日 時 令和8年8月31日（月）午前14時

時間及び場所 中泊町役場1階 小会議室2 参加申込書確認後、参加資格要件確認結果通知書により通知する。

(3) 審査項目及び審査基準

企画提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について審査を行う。

- 1 業務の実施方針
- 2 業務工程の妥当性・効率性

- 3 業務推進体制等
- 4 提案内容に関する評価
- 5 見積額
- 6 プレゼンテーション（質疑応答も含む）
- 7 提案全般について

(4) 候補者の特定方法

審査委員会において、(3)の審査により、各委員の審査点の合計を加算し順位を付け、最も審査点の高い者を、審査委員会の合議の上、候補者として特定する。なお、審査点の合計が同点となる者が2人以上あるときは、各委員の平均評価点が最も高い者を選定する。企画提案者が1名の場合、各委員の合計点が最高点の6割の点数に満たなかった場合は候補者として特定しない。

11 審査結果

- (1) 審査結果については、審査委員会終了後、自己の結果のみを参加者に通知する。
- (2) 審査内容及び審査結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

12 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と企画提案書等について協議（協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる）の上、随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。

(2) 成果物

本業務による成果品の著作権（著作権法第21条から第28までに定める権利を含む。）は、汎用的な利用が可能なもの及び受託者が従前から権利を保有しているものを除き、委託者及び受託者の共有とすること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額の納付を要する。ただし、中泊町契約規則第23条の規定に該当する場合は申請により免除することができる。

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 支払条件

完成払いとする。

13 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加申請及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 町は提出された企画提案書等について、中泊町情報公開条例（平成17年中泊町条例第11号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでる恐れがある情報については特定後の開示とする。

14 担当

〒037-0392

青森県中泊町大字中里字紅葉坂209

中泊町総合戦略課 GX推進係

電話 0173-57-2111